

桐生市公園施設長寿命化計画（案）



令和3年 月

桐 生 市

目次

1. 公園施設長寿命化計画の背景と目的	1
1.1 背景	1
1.2 計画の目的	1
1.3 計画期間	1
1.4 計画対象公園	2
1.5 対象公園施設の現状	4
2. 計画策定の流れ	5
2.1 計画策定の流れ	5
2.2 予備調査の実施	6
2.3 健全度調査の実施	8
2.4 予備・健全度調査結果	11
3. 長寿命化に向けての検討	13
3.1 日常的な維持管理に関する基本方針	13
3.2 長寿命化のための基本方針	13
3.3 長寿命化に向けた修繕・補修方法、実施時期	14
4. 公園施設長寿命化計画の策定	16
4.1 概算事業費の算出	16
4.2 事業費の平準化	16
4.3 長寿命化計画による効果	16
5. 用語解説	17

1. 公園施設長寿命化計画の背景と目的

1.1 背景

【国の現状】

- 我が国では、昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期に整備された公共施設等の社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、厳しい財政状況のなかで安全・安心を確保した効率的な施設の維持管理が重要な課題となっています。
- このような中、国土交通省は地方公共団体等による都市公園の計画的な維持管理を支援するため、平成 24 年 4 月に公園施設の長寿命化計画に関する基本的な計画策定の考え方を示した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下、「指針案」という。）を策定しました。また、「指針案」策定以降の長寿命化対策の蓄積を踏まえ、平成 30 年 10 月に「指針案」の改定を行いました。

【桐生市の現状】

- 桐生市が管理する都市公園は、令和元年度末現在で 80 箇所、約 92ha に達しており、そのうち設置から 40 年以上経過したものが 2 割以上を占め、また、遊具に関しても設置から 20 年以上経過したものが約 8 割に達しています。
- こうした状況より、今後、補修や更新に掛かる費用の増加が見込まれることから公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図り、適正かつ計画的な維持管理を行う必要があります。

1.2 計画の目的

長寿命化計画は、桐生市が管理する都市公園について、施設の老朽化に対する**安全対策の強化**と将来の改築・更新に係る**コストの縮減や平準化**を図るため、「指針案」に基づき**公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有**するとともに、施設ごとの管理方針、長寿命化対策および更新の予定時期・内容などを定めて、適切な維持管理を行うことを目的として策定しました。

- 公園の管理は、多種多様で膨大な施設を対象としますが、構造的な劣化のみならず、やすらぎ等を提供するため美観の改善・向上にも配慮します。
- 公園施設の効率的な維持保全を目指し、施設全体を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性を改めて検証した上で取り組みを進めます。
- 公園および施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準に応じて、メリハリをつけて維持保全を行っていきます。
- 利用実態やニーズに合わせて、機能の見直し、施設の統廃合、廃止を含めた検討を行っていきます。

1.3 計画期間

本計画は、令和 3 年度（2021）から令和 12 年度（2030）までの 10 年間の計画とします。

1.4 計画対象公園

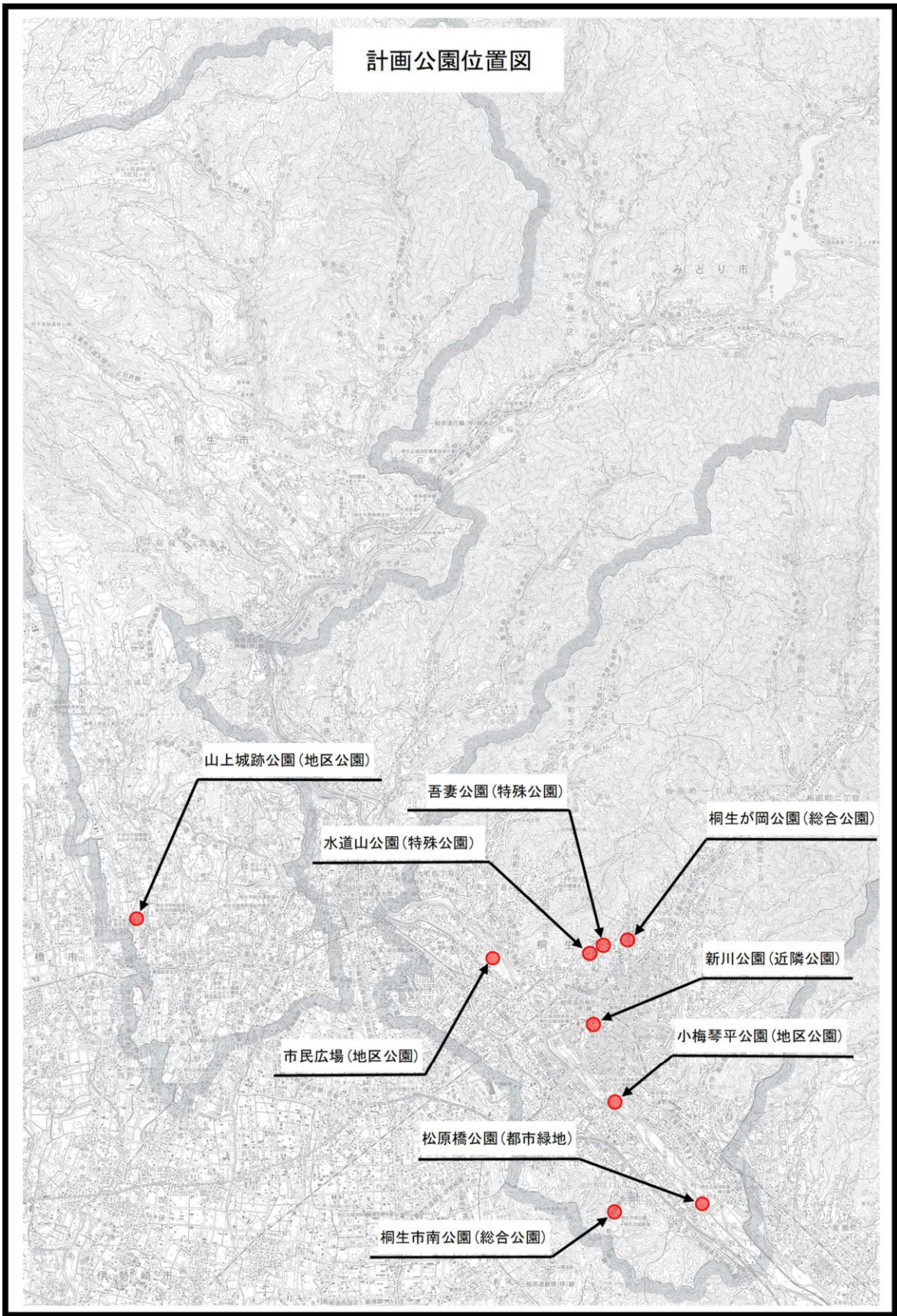
計画の対象公園は、「都市公園法第2条の規定に基づく都市公園（公園または緑地）」のうち、施設の老朽化、利用状況及び社会的要請などを総合的に勘案し、早期に計画的な維持管理が必要な9公園を選定しました（図表1）。

図表1 対象公園及び施設数の内訳

公園名	種別	開設年月日	開設面積 (ha)	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他施設	計
新川公園	近隣公園	H7.3.3	1.60	15	5	15	5	0	4	7	42	1	94
市民広場	地区公園	S52.4.1	5.37	3	0	5	7	5	0	8	21	0	49
小梅琴平公園	地区公園	H6.10.1	5.65	12	5	2	0	3	0	5	23	0	50
山上城跡公園	地区公園	H8.10.4	4.32	22	2	0	7	0	1	3	30	0	65
桐生が岡公園	総合公園	T5.6.19	10.80	84	5	46	0	0	4	28	256	6	429
桐生市南公園	総合公園	S56.5.8	10.20	28	1	12	0	48	3	11	52	0	155
松原橋公園	都市緑地	H11.3.31	9.80	15	0	7	6	8	1	8	23	0	68
吾妻公園	特殊公園	S26.4.1	6.70	35	6	22	0	0	2	10	64	1	140
水道山公園	特殊公園	S30.4.1	8.10	21	1	9	1	0	7	6	49	1	95

図表2 公園施設の区分

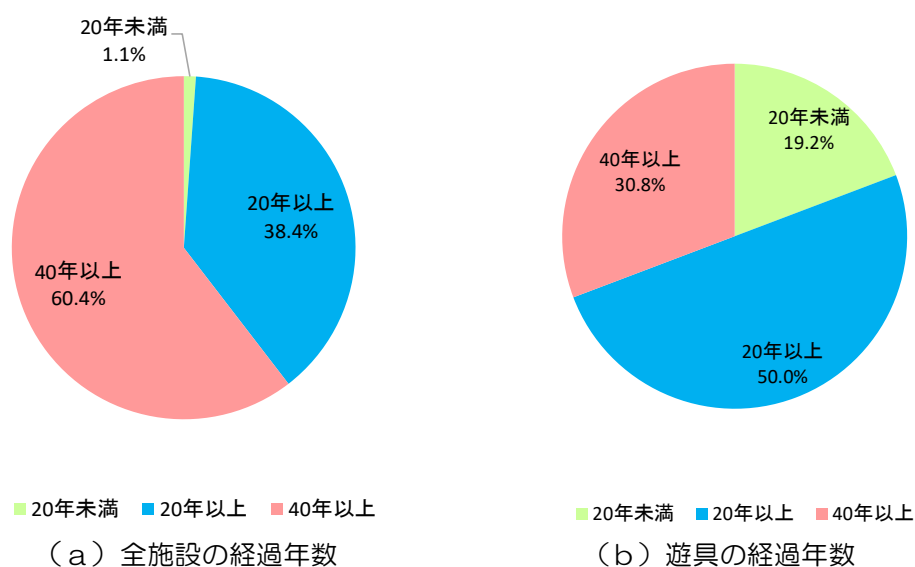
施設区分	内容	施設区分	内容
園路広場	舗装・階段等	教養施設	デッキ・ステージ等
修景施設	藤棚・噴水等	便益施設	便所・水飲み場等
休養施設	ベンチ・ <small>あずまや</small> 四阿等	管理施設	車止め・柵等
遊戯施設	ブランコ・滑り台等	その他施設	各種設備等
運動施設	テニスコート・野球場等		



図表3 計画対象の都市公園位置図

1.5 対象公園施設の現状

- 計画対象の 9 公園は、大正初期から平成初期に開設された公園があり、経過年数が 40 年を超える公園が半数以上を占めています。
- 各公園では、設置から 40 年以上が経過した施設が 6 割を占めており、著しい劣化や損傷が確認されたことから、補修や更新の必要性が明らかになりました（図表 4（a））。
- 特に安全性の確保が必要な遊具は、20 年以上経過している施設が 8 割に達しており、利用状況や構成部材により劣化・損傷の状況は大きく異なります（図表 4（b））。
- これらの施設は、今後計画的に補修や更新を行う必要があります。



図表 4 対象公園における施設の経過年数

2. 計画策定の流れ

2.1 計画策定の流れ

公園施設長寿命化計画は「指針案」に基づき、以下の流れにより調査・検討を行い策定します。

図表5 公園施設長寿命化計画策定の流れ

1.長寿命化計画の対象とする都市公園の設定	長寿命化計画の対象とする都市公園を選定する。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化や利用状況等より選定
2.予備調査	健全度調査に先立ち、長寿命化計画の対象とする公園施設について、現地で公園施設の利用状況、劣化や損傷の状況等を把握するため、予備調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 既存都市公園台帳等の収集と整理等 健全度調査票の作成 予備調査の実施 施設の管理類型の分類
3.健全度調査・判定	<p>予備調査で予防保全型管理を行う候補としたものについて、構造材・消耗材の劣化や損傷の状況や美観等について詳細な健全度調査を行い、性能の低下状況について判定を行う。</p> <p>判定の結果に基づき、予防保全型管理を行う候補における長寿命化対策の時期や具体的な対策内容について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健全度調査 健全度判定 緊急度判定
4.長寿命化計画の策定	<p>予防保全型管理を行う候補について、事後保全型管理をする場合と、予防保全型管理を行う場合の、どちらがライフサイクルコストを低く抑えられるかを比較し、事後保全型管理を行う施設か予防保全型管理を行う施設かを確定させる。</p> <p>以上を踏まえ、公園の維持管理の基本方針、各公園施設の管理類型、長寿命化対策の予定時期や内容等を取りまとめた長寿命化計画として整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の設定 公園施設の長寿命化対策の検討 公園施設の長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減額）の算出 公園施設長寿命化計画書の作成

2.2 予備調査の実施

予備調査では、対象公園に設置された公園施設 1,145 施設の種類、数量や主要部材等を確認するとともに、計画策定に必要な次の管理類型を施設ごとに設定しました。併せて健全度判定に準ずる概略判定を行いました。

【事後保全型管理】

ベンチや水飲みなど規模の小さな施設や安価な施設を対象とし、定期点検等により必要に応じて修繕しながら、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で、撤去・更新を行います。



図表6 事後保全型管理の施設例

【予防保全型管理候補】

規模の大きな四阿^{あずまや}、運動施設やトイレなどの建築物等を計画的に予防保全することで、維持管理費の縮減効果が期待される施設を対象に、健全度調査を踏まえたライフサイクルコストの比較検討の結果により、「事後保全型管理」、「予防保全型管理」のいずれかに分類します。



図表7 予防保全型管理候補の施設例

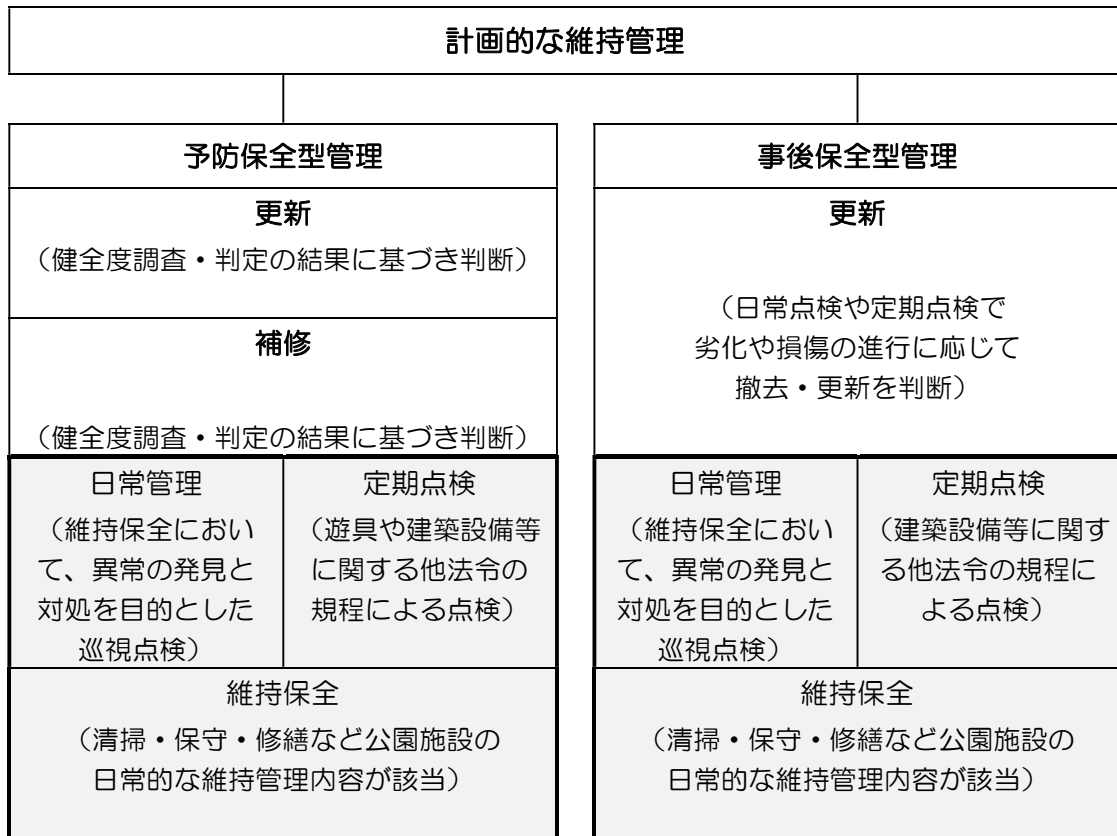
【予防保全型管理】

定期的な健全度調査を実施しながら、計画的な補修などを行うことで長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。安全点検や法定点検が義務付けられている遊具や設備等については、予備調査の段階で予防保全型管理とします。



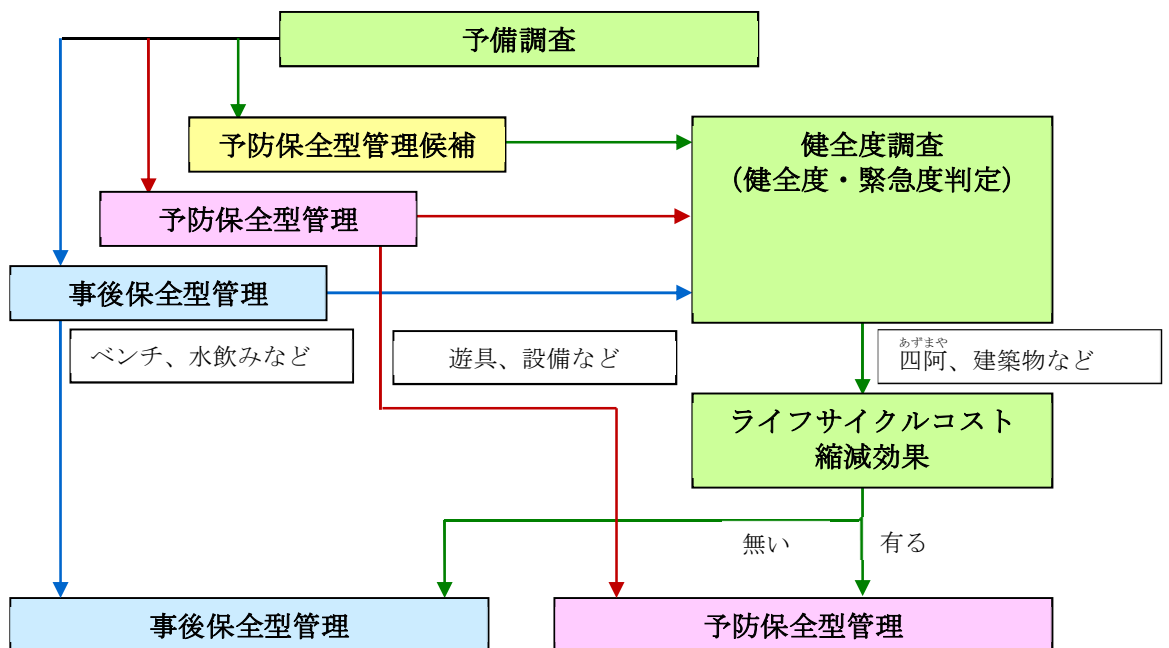
図表8 予防保全型管理の施設例

【管理手法の考え方】



図表9 予防保全型管理と事後保全型管理の概念図

【管理類型検討の流れ】



図表10 公園施設の管理類型検討の流れ

2.3 健全度調査の実施

予防保全型管理候補を含む全公園施設 114 施設を対象に、劣化・損傷状況について「指針案」に基づき現地調査を実施し、健全度および緊急度の判定を行いました。

現地調査での調査項目と適用した各評価基準を以下に示します。

【健全度調査項目】

健全度調査における部材ごとの調査項目は、下表のとおりです。

図表 1 1 健全度調査項目（着目する損傷種類）と確認方法の例

材質	健全度調査項目 (損傷種類)	状況	確認方法
金属類	1.防食機能劣化/腐食	防食機能の劣化とは、鋼材の防食被覆（塗装、メッキ・金属溶射）の劣化により、変色・光沢減少、ひび割れ、はがれなどが生じている状態をいう。 腐食とは、鋼材に錆が発生している状態、または、錆の進行により断面欠損が生じている状態をいう。	目視
	2.ゆるみ・脱落	接合部分のボルト類にゆるみが生じたり、脱落している状態	目視 触診
	3.亀裂	鋼材に外力が繰り返し作用することで、弱点部（溶接の内部欠陥、溶接の止端部、ボルト孔などの応力集中部）を起点とする微細な亀裂が発生した状態	目視
	4.摩耗	材料が他の物体と摩擦接触の繰り返しにより、表面が擦り減った状態	目視
コンクリート	5.ひびわれ	コンクリート部材の表面にひびわれが生じている状態	目視
	6.剥離・鋼材露出	コンクリート部材の表面が剥離している状態。剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という	目視 打診
木	7.腐朽/蟻害	腐朽菌やシロアリなどによる劣化。変色・カビの発生や断面の減少が生じている状態	目視
共通	8.変形・破損	材質や原因に関わらず、部材に傷や変形、欠損、摩耗などの外観的損傷が生じている状態	目視
	9.ぐらつき	ぐらつきなど、所定の固定性が失われている状態	目視 触診
	10.移動・沈下・傾斜	移動や沈下、傾きが生じている状態	目視
	11.その他	その他の損傷が生じている状態	目視

【健全度判定評価基準】

健全度の判定は、健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、補修・更新の必要性について総合的に判定します。

図表 1 2 健全度判定の評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全である。• 緊急の補修の必要はないので、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。• 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に劣化が進行している。• 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な改修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に顕著な劣化が見られる。• 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

【緊急度判定評価基準】

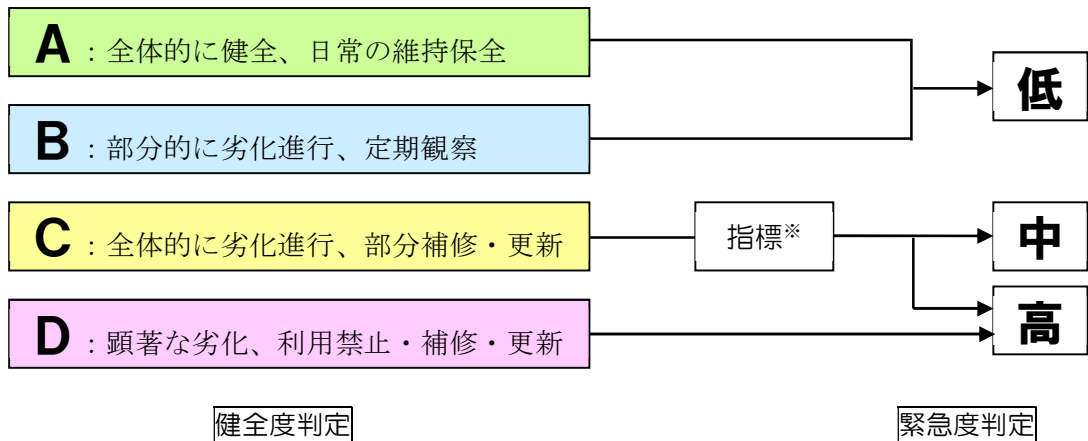
健全度判定に基づき、施設の補修・更新に対する緊急度（高、中、低）を設定します。

図表 1 3 緊急度判定の評価基準

ランク	評価基準
高	<ul style="list-style-type: none">• 健全度判定がDの施設。• 健全度判定がCの施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項（指標）に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設。
中	<ul style="list-style-type: none">• 健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設。
低	<ul style="list-style-type: none">• 健全度判定がA・Bの公園施設

【健全度判定と緊急度判定の関係】

健全度判定Cは基本的に緊急度「中」ですが、優先度が高い施設については、利用者数や美観・シンボル性、避難場所指定等、任意の指標を設定し、これを考慮して緊急度「高」とすることができます。



図表 1 4 健全度判定と緊急度判定の関係

2.4 予備・健全度調査結果

予備・健全度調査による法令区分別及び公園別の判定結果は以下のとおりです（図表15、図表16）。全体的な劣化進行または顕著な劣化がみられるC・D判定の施設は171施設あり、全施設の14.9%を占める結果となりました。

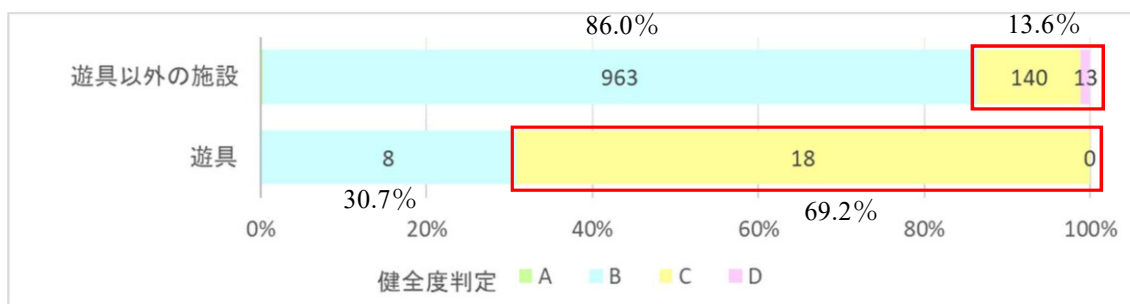
図表15 予備・健全度調査結果（法令区分別）

法令区分	A	B	C	D	計	割合
園路広場(舗装・階段等)	0	224	11	0	235	20.5%
修景施設(藤棚・噴水等)	0	23	1	1	25	2.2%
休養施設(ベンチ・四阿等)	0	86	26	6	118	10.3%
遊戯施設(ブランコ・滑り台等)	0	8	18	0	26	2.3%
運動施設(テニスコート・野球場等)	0	53	11	0	64	5.6%
教養施設(デッキ・ステージ等)	0	18	4	0	22	1.9%
便益施設(便所・水飲み場等)	0	64	22	0	86	7.5%
管理施設(車止め・柵等)	3	489	62	6	560	48.9%
その他施設(各種設備等)	0	6	3	0	9	0.8%
計	3	971	158	13	1,145	100%
割合	0.3%	84.8%	13.8%	1.1%	100.0%	

図表16 予備・健全度調査結果（公園別）

公園名	A	B	C	D	計
新川公園	0	84	10	0	94
市民広場	0	31	17	1	49
小梅琴平公園	3	46	1	0	50
山上城跡公園	0	62	3	0	65
桐生が岡公園	0	366	53	10	429
桐生市南公園	0	131	23	1	155
松原橋公園	0	54	14	0	68
吾妻公園	0	120	19	1	140
水道山公園	0	77	18	0	95

施設の区分別にみると、特に遊戯施設は劣化・損傷の進行が著しく、利用危険性（ハザード）も判定に影響することから、約7割がC判定の施設となっています。また、遊戯施設以外のC・D判定の施設（13.6%）と比較しても際立っており、早期に対策を講じていく必要があります（図表17）。



図表 1 7 遊具と遊具以外の施設との健全度判定結果比較

【公園施設の劣化・損傷状況】

予備・健全度調査により、C・D判定された施設の劣化・損傷状況の一例を以下に示します（図表 1 8）。

図表 1 8 公園施設の劣化・損傷状況



3. 長寿命化に向けての検討

3.1 日常的な維持管理に関する基本方針

【実施体制】

- 維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、所管部署である公園緑地課と指定管理者により管理し、公園施設全般の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷状況を把握します。
- 清掃・保守活動を通じて公園施設の異常が発見された場合は、必要に応じて応急的な措置の実施、あるいは使用を禁止し事故等を未然に予防するなどの対策を講じます。
- 遊具は専門業者に委託して、毎年 1 回安全点検を実施して必要に応じて修繕・補修を実施します。

【点検方法等】

- 定期巡視点検では、目視による点検を基本とし、変形や異常等が確認された場合は、触診・打診・揺診等により劣化・損傷状況を把握します。
- 遊具については、国・業界団体で規定している安全基準に準じた点検方法により劣化・損傷のみならず、利用危険性の発見に努めます。

3.2 長寿命化のための基本方針

【事後保全型管理】

現地調査の結果、事後保全型管理に分類されたベンチや水飲みなど規模の小さな施設やライフサイクルコスト縮減効果の低い建築物等については、定期点検等により必要に応じて修繕していきます。

【予防保全型管理】

予備調査で予防保全型管理に分類された遊具や設備、ライフサイクルコスト縮減効果の高い建築物等については、定期的な健全度調査を実施しながら長寿命化のための主要部材の交換や全面塗装・防水補修などを計画的に実施していきます。

遊具・設備のほか、縮減効果の検討を踏まえた確定管理類型は、全体の 91.5%、1,048 施設が事後保全型管理、8.5%、97 施設が予防保全型管理となりました（図表 19）。

予防保全型管理の対象施設は、遊具や設備のほか、桐生が岡公園の管理事務所、休憩所など規模の大きな建築物・工作物です（図表 20）。

図表 19 管理類型の分類結果

	事後保全型管理	予防保全型管理候補	予防保全型管理	計
予備調査段階	1,031	23	91	1,145
確定管理類型	1,048	-	97	1,145
割合	91.5%	-	8.5%	

図表20 予防保全型管理施設数（法令区分毎）

	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他施設	計
予防保全型管理	2	3	20	26	7	4	17	11	7	97
割合	2.1%	3.1%	20.6%	26.8%	7.2%	4.1%	17.5%	11.3%	7.2%	100.0%

3.3 長寿命化に向けた修繕・補修方法、実施時期

公園施設の長寿命化のため計画的に実施する修繕・補修の内容および実施時期を次のように設定しました。

【公園施設の修繕】

修繕とは施設の機能・美観維持のため、必要に応じて部分的な塗装や防腐処理、消耗材を交換することです。消耗材については、遊具の可動部や建築物のドアヒンジ、サッシ類および各種設備機器類の駆動部等に限定されますが、遊具は安全確保のため優先的に実施します。

- 主要部材が木材の施設 木部防腐処理（5年毎）
- 主要部材が鋼材の施設 鉄部塗装（5年毎）



木部の防腐処理

【遊具の消耗材交換、修繕】

計画対象となっている遊具の消耗材の交換頻度は、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」の「主な消耗部材（部品）とその推奨交換サイクル」を参考としました。また、必要な修繕として鉄部の塗装などを定期的に行います。

- ロッキング遊具 ストッパーゴム（緩衝部）（5年毎）、軸受部交換（7年毎）
- 複合遊具 木部防腐処理（5年毎）
- ローラー滑り台 ローラー交換（7年毎）



吊り金具の交換



ローラーの交換

【補修計画】

補修とは、予防保全型管理に類型される公園施設に対して、延命化のために定期的
に実施する改築や全面塗装などを指します。現地調査の結果を踏まえ、今後実施する補修
の内容および実施時期を次のように設定しました。

- 屋根を有する施設 規模の大きな建築物に屋根・屋上の防水補修(10年毎)
- 内外壁を有する施設 内外壁の躯体・仕上材の補修(10年毎)
- 鋼製のパーゴラ・四阿等 鉄部全面塗装(7年毎) など



屋上防水の補修



鉄部の全面塗装

【撤去】

施設の利用状況を踏まえ更新の必要がないと判断した施設は撤去のみ行います。

4. 公園施設長寿命化計画の策定

4.1 概算事業費の算出

計画対象公園施設個々の管理類型を踏まえ、各施設の更新見込み年度を算定し、施設更新費の概算工事費を算出しました。この結果、計画期間（令和3年度（2021）～令和12年度（2030））となる今後10年間に必要となる更新費の内、特に緊急性が高い更新費の総額は、約6億円となりました。

4.2 事業費の平準化

現実的な公園施設長寿命化計画策定のため、桐生市の財政状況等を考慮しつつ、次の方針によりメリハリのある計画としました。

- 向こう10年間の更新費の総額を概ね6億円とします。
- 予備・健全度調査の総合判定がC・D判定の施設を優先して更新します。
- 公園利用者が直接利用するトイレや遊具、あずまや四阿、休憩所等の施設を優先します。
- 管理事務所等は利用実態に見合う規模や仕様に見直します。

4.3 長寿命化計画による効果

- 適切な長寿命化対策の実施により、計画的な公園施設の維持管理をすることで、長期にわたる公園施設の安全性及び機能性の向上が図られるとともに、長寿命化対策を検討した施設のコスト縮減が見込まれます。
- 長寿命化計画に位置付けられた施設については、国庫補助事業の要件を満たすことにより国交付金の活用が見込まれます。

なお、都市公園の特徴として、多種多様な規模、構造、素材からなる公園施設の集合体であることや公園施設の劣化や損傷は様々な要因に応じて進行することから、毎年の事業内容や事業費の見直しにおいて、利用実態やニーズ等を考慮しながら長寿命化対策及び施設更新を図るものとしします。

5. 用語解説

「指針案」では、公園施設長寿命化計画で使用する用語を定義しています。以下に分類別に用語の内容を示します。

【「指針案」による用語分類】

- 公園施設および管理類型
- 調査、判定およびLCC（ライフサイクルコスト）算定関連用語
- 維持保全、修繕・補修および更新
- 部材、長寿命化対策およびLCC
- 遊具の安全に対する用語（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」参照）

図表21 用語解説（1/3）

用語	内容
公園施設および管理類型	
公園施設	都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条で定義する施設のうち、建物又は工作物に係る全ての施設を指す。
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法をいう。
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法をいう。
調査、判定およびLCC算定関連用語	
予備調査	計画策定の初期段階において、都市公園台帳などにより基礎情報を整理した後、現地で施設の設置状況、利用状況、劣化や損傷の状況などを確認する調査のことをいう。
健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のことをいう。
健全度調査票	健全度調査を実施する際に使用する調査票を指す。 公園ごとに作成する健全度調査票（公園概要シート）と、健全度調査を実施する施設ごとに作成する健全度調査票（各施設シート）からなる。
健全度判定	健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行うことをいう。
緊急度判定	健全度判定にもとづき、公園施設の補修、もしくは撤去・更新に対する緊急度を三段階（高、中、低）に評価することをいう。

図表22 用語解説 (2/3)

用語	内容
処分制限期間	<p>国庫補助事業で取得した財産については、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。）」第 22 条に、「補助事業などにより取得し、又は効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。</p> <p>処分制限期間とは、適化法第 22 条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金など交付規則（平成 12 年 12 月 21 日総理府・建設省令第 9 号）の別表第 3 に掲げている。</p>
使用見込み期間	<p>公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。</p>
延命期間	<p>計画期間内の初回の補修（対策時期）から、使用見込み期間の終了までの期間を指す。</p>
更新見込み年度	<p>公園施設の長寿命化対策の検討において、施設を更新することを見込む年度であり、使用見込み期間の終了年度と同じとなる。</p>
対策時期	<p>長寿命化対策のうち、補修や更新を実施する時期を指す。</p>
日常点検	<p>公園施設の異常の発見と対処を目的とした、目視による巡視点検を指す。</p>
定期点検	<p>遊具の指針等^{*1}に基づく点検や、建築設備はじめ各種設備などの法令の規程に基づく検査を指す。</p> <p>*1：指針等：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（H26.6 国土交通省）、遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014（（社）日本公園施設業協会（JPFA））等</p>
維持保全、修繕・補修および更新	
維持保全	<p>公園施設の日常的な維持管理として行う清掃、保守、修繕を指す。</p>
維持保全費	<p>維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計をいう。</p>
修繕	<p>公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを指す。</p> <p>（修繕の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分的に欠損したブロック系舗装にアスファルト舗装を充填 ・塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装 ・支柱や梁・手摺りなどの交換をとみなわない、ボルト・金具などの交換 <p>など</p>

図表23 用語解説 (3/3)

用語	内容
補修	<p>予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。</p> <p>(補修の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ・劣化の要因となる水分・塩分・炭酸ガスなどの浸透を防止するための表面被覆 ・コンクリートひびわれへの注入工 ○鋼部材 <ul style="list-style-type: none"> ・腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装 ・一般塗装から重防食塗装への変更 ・主要部材の交換 ○木材 <ul style="list-style-type: none"> ・塗装及び防腐剤注入あるいは塗布による腐食防止 ・合成木材への転換 ・高圧洗浄などによるカビの除去 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・耐久性の高い材料への部材交換など
更新	公園施設を取り換えたり新しく作り直すことを指す。
部材、長寿命化対策およびLCC	
部材	施設を組み立てている部分品。例えば、支柱、梁、屋根などを指す。
構造部材・非構造部材	<p>構造部材：構造上重要な部分に用いられるもので、引張り・曲げ・せん断などの応力に対して抵抗する部材を指す。</p> <p>非構造部材：主体構造部以外を構成する部材を指す。</p>
消耗材	使用することで摩滅するため、一定期間で交換が必要な部材、材料を指す。
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指す。
ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の4項目の合計を指す。
遊具の安全に対する用語	
リスク	子どもの遊びに内在する危険性のうち、遊びの価値のひとつであり、事故の回避能力を育む危険性、あるいは子どもが判断可能な危険性。
ハザード	子どもの遊びに内在する危険性のうち、遊びの価値とは関係ないところで事故を発生させるおそれのある危険性、あるいは、子どもが予測できず、どのように対処すれば良いかの判断が不可能な危険性。

桐生市公園施設長寿命化計画

発行年月：令和3年（2021年） 月

<問合せ先>

桐生市 都市整備部 公園緑地課

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

【電話】0277-46-1111（内線747）

【FAX】0277-45-0088

【桐生市ホームページ】<http://www.city.kiryu.lg.jp>

【Eメール】koen@city.kiryu.lg.jp